社会福祉法人緑が丘福祉会役員，評議員及び評議員選任・解任

委員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

1. この規程は，社会福祉法人緑が丘福祉会（以下「この法人」という。）

　の定款第９条及び第２３条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第６条第

１項の規定に基づき，役員，評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関

し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定め

るところによる。

1. 役員とは，理事及び監事をいい，評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
2. 報酬等とは，報酬，その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって，その名称の如何を問わない。また，費用とは明確に区分されるものとする。
3. 費用とは，職務遂行に伴い発生する交通費，旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい，報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　役員等に対しては，職務執行の対価として，報酬を支給するものとする。ただし，この法人の職員を兼務し，職員給与が支給されている役員等に対しては，報酬は支給しない。

（報酬の額の算定方法）

第４条　役員等に対する報酬の額は別表に定める額とする。

（報酬の支給方法）

第５条　役員等に対する報酬は法人又は施設運営のための業務にあたった都度，現金により本人に支給する。

２　報酬は，法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費　用）

第６条　役員等が出張する場合は，別に定める社会福祉法人緑が丘福祉会旅費支給規則の園長の区分に基づいて，旅費を支給する。

２　役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は，当該費用を支給する。

（公　表）

第７条　この法人は，この規程をもって，社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補　則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の決議を経て，

　別に定める。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は，評議員会の承認を受けて行う。

　　　附　則

　この規程は，平成２９年１２月２２日から施行する。

　　　附　則（平成３１年３月　　日評議員会議決）

　この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の内容 | 報酬額 |
| 理事会，評議員会，評議員選任・解任委員会への出席 | ６,０００円／日 |
| 行政機関による監査への立ち会い | ６,０００円／日 |
| 監事による監査 | ６,０００円／日 |